

令和2年4月14日  
令和2年4月16日改訂

学生の皆さんへ

理事（教育担当）

授業開始からGW明けまでの学生生活と課外活動禁止期間の延長について

新型コロナウイルス感染症拡大が続く中、本学から感染拡大防止及び学生生活に関するメッセージを随時発信しています。

皆さんの多くは感染拡大防止を意識した行動をとっていると思いますが、一方では複数が集まって歓談・飲食等をしているといった情報も寄せられています。

4月10日には鳥取県初の新型コロナウイルス感染者が鳥取市内で確認され、未だ感染源が特定されていません。

誰が、いつ、どこで感染し、あるいは感染させているか分かりません。授業開始延期やイベントの中止、課外活動の禁止等、自粛が続き、行動の制限があったりするなど、皆さんには多くの不自由をかけていますが、皆さんの大切な命、そして皆さんの周りの方の大切な命を守るためにも、自身が責任を持った行動をとってください。

については、今後の感染拡大防止等に努めるため、授業開始までの間（課外活動については5月6日までの間）の学生生活について、以下の点を改めて要請しますので、ご理解ご協力をお願いします。

なお、個別に学部等の指示がある場合は、それに従ってください。

1. 課外活動の禁止【禁止期間を5月6日まで延長します。】

- ・ 3つの密（特に密接）の環境を回避できると考えられないため、新歓活動（勧誘活動）を含む課外活動は学内外とも当面5月6日まで禁止
- ・ 部室を含む、文化系、体育系学内施設の一切の使用禁止

2. 授業開始に伴う帰省先等からの移動（令和2年4月16日改訂）

~~療養、自宅待機を命じられている、又は発熱、呼吸器症状等がある者を除き、授業開始までの健康観察期間を確保するため帰省先等からの移動を早急に完了すること~~

- ・ オンライン授業に向けての準備を整えておくこと
- ・ 国内では緊急事態宣言が出されるなど感染拡大防止が喫緊の課題であり、鳥取地区における第2クォーターからの授業実施方法の検討を行う際にも影響を及ぼすことから、実家等へ移動して受講することは控えてください。

・現時点で国が指定した緊急事態宣言地域にとどまっている場合は、所属学部教務係へ直ちに連絡のうえ、宣言が解除されるまでは現在地で遠隔授業を受講してください。

・やむを得ない事情により鳥取県外へ移動する場合は、所属学部教務係または指導教員へ相談してください。

3. 不要不急の国内外へ旅行、帰省等の自粛
  - ・緊急事態宣言対象地域への旅行、帰省等は原則禁止
  - ・ゴールデンウィーク期間中（5月6日まで）も旅行、帰省等は自粛（緊急事態宣言対象地域は原則禁止）
  - ・就職活動では感染予防対策と健康観察を行うこと（大学から企業等へ対面での採用活動自粛のお願いをHPへ掲載）
4. 4月8日以降に緊急事態宣言発令地域から鳥取県内到着後の14日間自宅待機と健康観察
  - ・該当者は所属学部教務係へ連絡
5. 3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避
  - ・カラオケ店、ゲームセンター、パチンコ店など換気が悪く、人の密集する施設への立ち入りの自粛
  - ・知人や友達を誘っての飲食、宴会等の自粛
  - ・飲食・接客系アルバイトの自粛（生活上必要なアルバイトを止めるものではありません）
6. 健康管理の徹底と健康状態の記録
  - ・自身の健康管理（体温測定、マスク着用、手洗い）
  - ・健康観察表の記録（保健管理センターHPで便利なアプリ紹介中）
7. 悪徳商法、訪問販売、ネット契約、カルト系集団に注意！
  - ・本学は、学外での勧誘活動は一切認めていません。
  - ・むやみにドアを開けない、連絡先（携帯番号）を教えない、気軽についていかない。
8. 罹患等した場合の対応
  - ・3月31日付け理事（教育担当）通知「新型コロナウイルス感染症に罹患等した場合の対応について」によること。
9. 不安のある方は相談を。
  - ・学内相談窓口（学生支援センター、保健管理センター等）を利用しましょう。
  - ・大学からの情報は、ホームページ、学務支援システム掲示板、学生生活案内（配布物）で常に確認しましょう。

以上